

第2期南部町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指して～

2024（令和6）年3月
山梨県 南部町

目次

第1章 計画策定の趣旨等	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の数値目標	3
5 SDGsの推進	3
第2章 南部町における自殺の特徴	4
1 死因順位別にみた2017～2021年の年齢階級別死亡数(全国・都道府県)	4
2 自殺者数の推移(南部町・山梨県・全国)	5
3 男女別自殺者の推移(南部町)	6
4 悩みやストレスの有無、こころの状態(2019年 山梨県)	7
第3章 いのち支える自殺対策における取り組み	8
1 施策の体系	8
2 最重要施策	9
① ゲートキーパーの養成	9
② 悩み相談	10
3 重点施策	11
① 働き盛り世代への支援の強化	11
② 子ども・若者への支援の強化	12
③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化	13
4 基本施策	14
① 地域におけるネットワークの強化	14
② 自殺対策を支える人材の育成	15
③ 住民への啓発と周知	16
④ 生きることの促進要因への支援	17
⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	19
5 生きる支援関連施策	20
第4章 自殺対策の推進体制等	34
1 自殺対策組織の関係	34
2 南部町いのち支える自殺対策推進本部	34
3 南部町いのち支える自殺対策ネットワーク	34
第5章 参考資料	35
1 山梨県いのちのセーフティーネット相談窓口	35

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

南部町における自殺者は、2003（平成15）年から2017（平成29）年の間に41人（年2.73人平均）、各年1人から5人で推移し、人口10万人あたりに換算して自殺率をみると、少ない年は9.7、多い年は56.3で、人口に対しての自殺者数が多いという深刻な事態が続いていました。

こうした状況を改善するため、町では、2019（平成31）年に、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指して、「南部町自殺対策計画」を策定しました。計画では、「勤務・経営問題に関わる自殺対策」、「子ども・若者に関わる自殺対策」、「無職者・失業者・生活困窮者に関わる自殺対策」を重点施策とし、庁内各課はもとより、多様な関係機関との連携のもと、各種施策や事業を展開してきました。

この結果、本町の自殺者は、2012年（平成24年）から2021年（令和3年）の10年間に15人（年1.5人平均）、各年0人から5人で推移し、成果を上げつつあります。

2022年（令和4年）10月には、国の「自殺総合対策大綱」が改定され、「子ども・若者、女性の自殺対策の強化など総合的な自殺対策の更なる推進」を副題に、（1）子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、（2）女性に対する支援の強化、（3）地域自殺対策の取り組み強化、（4）新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化をポイントとしています。

また、2024年（令和6年）4月1日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるなど、自殺対策につながる取り組みが進められています。

こうした状況を踏まえ、「南部町自殺対策計画」の評価・検証を行い、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指して、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、「第2期南部町自殺対策計画」を策定するものです。

自殺対策基本法

第13条第2項

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき策定し、「第2次南部町総合計画」をはじめ、「第4次地域福祉計画」・「第5次南部町健康増進計画」・「南部町高齢者保健福祉計画」・「第9期介護保険事業計画」、「第4次南部町障がい者計画」・「第7期障害福祉計画」・「第3期障害児福祉計画」などの関連施策との調和を図ります。

3 計画の期間

2024（令和6年度）年度から2028年度（令和10年度）までの5年間を本計画の計画期間とします。なお、国の動向を踏まえ必要に応じて、計画を見直します。

4 計画の数値目標

計画策定の趣旨で述べたとおり、町として自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない町の実現」です。この目標の実現に向けて対策を進める上で具体的な数値目標を定めるとともに、それらの取り組みがどのような効果を挙げているのかといった、取り組みの成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

本町の自殺者は、2012年（平成24年）から2021年（令和3年）の10年間に15人（年1.5人平均）となっており、各年0人から5人の間で推移しています。

自殺対策大綱では、当面の目標として「2026年（令和8年）までに自殺死亡者を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させること」が明記されています。本町では、30%以上の減少を既に達成しており、自殺死亡者がゼロを実現した年もあることから、2028年度（令和10年度）に自殺死亡者を0%とすることを目標に掲げます。

第2期南部町自殺対策計画の数値目標(KGI)

本町の2015年（平成27年）の自殺死亡率は35.0%で、国の示した大綱に基づく目標となる自殺死亡率の数値は24.5%となる。

しかし、本町の2020年（令和2年）、2021年（令和3年）の自殺死亡率は0%であることから、本計画の数値目標は自殺死亡率0%とする。

5 SDGsの推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、Sustainable Development Goalsの略称で、2015（平成27）年9月の国連サミットで、2030（令和12）年に向けて持続可能な社会の実現を目指す「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の一部として、加盟国の全会一致で採択されました。SDGsは、全ての国々に普遍的に適用される17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に取り組むことを誓っています。本町では、自殺対策計画を通じて、SDGsの推進にも取り組みます。

第2章 南部町における自殺の特徴

1 死因順位別にみた2017～2021年の年齢階級別死亡数（全国・都道府県）

2017～2021年における死因順位別にみた都道府県・年齢階級別死亡数・構成割合（10歳以上）は、下表のとおりとなっています。死因が「自殺」は、全国・山梨県とも40歳未満で1位、40～49歳で2位となっています。

（人）

全 国	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合
10～19歳	自殺	3,338	41.0%	不慮の事故	1,341	16.5%	悪性新生物	1,073	13.2%
20～29歳	自殺	11,178	51.9%	不慮の事故	2,671	12.4%	悪性新生物	2,016	9.4%
30～39歳	自殺	12,594	33.5%	悪性新生物	7,953	21.1%	心疾患	3,079	8.2%
40～49歳	悪性新生物	34,610	31.6%	自殺	17,108	15.6%	心疾患	12,973	11.8%
50～59歳	悪性新生物	95,077	40.2%	心疾患	30,100	12.7%	脳血管疾患	18,601	7.9%
60～69歳	悪性新生物	285,479	46.7%	心疾患	74,703	12.2%	脳血管疾患	40,805	6.7%
70～79歳	悪性新生物	573,632	41.0%	心疾患	177,453	12.7%	脳血管疾患	101,518	7.2%
80～89歳	悪性新生物	643,035	25.6%	心疾患	388,180	15.5%	脳血管疾患	208,442	8.3%
90～99歳	老衰	358,136	19.9%	心疾患	328,006	18.3%	悪性新生物	232,690	13.0%
100歳～	老衰	62,266	41.6%	心疾患	24,643	16.5%	肺炎	11,245	7.5%

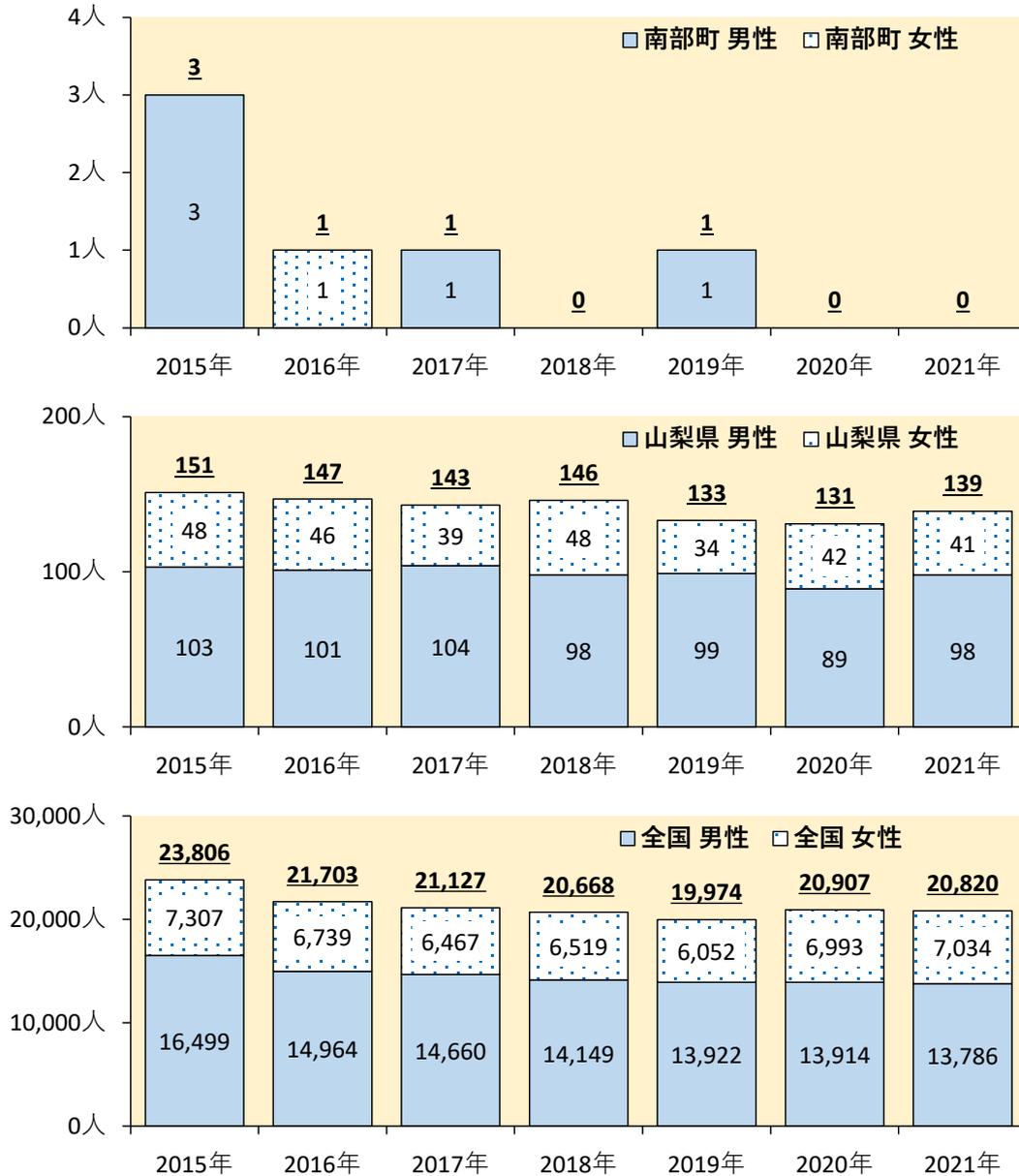
山梨県	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合
10～19歳	自殺	27	50.9%	不慮の事故	13	24.5%	悪性新生物	7	13.2%
20～29歳	自殺	81	56.3%	不慮の事故	17	11.8%	悪性新生物	12	8.3%
30～39歳	自殺	57	26.0%	悪性新生物	46	21.0%	不慮の事故	19	8.7%
40～49歳	悪性新生物	180	28.4%	自殺	87	13.7%	脳血管疾患	73	11.5%
50～59歳	悪性新生物	609	37.2%	脳血管疾患	163	10.0%	心疾患	153	9.4%
60～69歳	悪性新生物	1,818	44.2%	心疾患	410	10.0%	脳血管疾患	282	6.9%
70～79歳	悪性新生物	3,468	39.0%	心疾患	989	11.1%	脳血管疾患	682	7.7%
80～89歳	悪性新生物	4,305	24.9%	心疾患	2,462	14.2%	脳血管疾患	1,493	8.6%
90～99歳	老衰	3,151	20.8%	心疾患	2,634	17.4%	悪性新生物	1,960	12.9%
100歳～	老衰	609	45.3%	心疾患	235	17.5%	肺炎	77	5.7%

出典：地域自殺実態プロフィール2022年版 追加資料2

2 自殺者数の推移（南部町・山梨県・全国）

自殺者数の推移は、南部町・山梨県・全国とも2019年までは微減傾向となっていますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延が始まった2020年から2021年にかけて微増や横ばいの傾向となっています。

本町においては、2020年・2021年とも自殺者数は0人となっています。



出典：地域自殺実態プロファイル2022追加資料1（JSCP2022）

3 男女別自殺者の推移（南部町）

南部町の自殺者は、2013年以降減少傾向にあり、2017～2021年の自殺者数は男性2人となっています。2人の特徴は下表のとおりです。

南部町	自殺者数（人）			自殺死亡率（人/10万人あたり）		
	総数	男	女	総数	男	女
2009年	4	4	0	41.6	84.9	0
2010年	5	3	2	53.1	65.2	41.6
2011年	1	1	0	10.9	22.3	0
2012年	1	1	0	11.1	22.7	0
2013年	5	5	0	56.3	116	0
2014年	3	3	0	34.4	70.8	0
2015年	3	3	0	35.0	72.2	0
2016年	1	0	1	11.9	0	23.2
2017年	1	1	0	12.2	25.1	0
2018年	0	0	0	0	0	0
2019年	1	1	0	12.8	26.1	0
2020年	0	0	0	0	0	0
2021年	0	0	0	0	0	0

2017～2021年の自殺者の 特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	背景にある 主な自殺の危機経路**
男性40～59歳無職同居	1人	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
男性60歳以上無職同居	1人	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺

出典：地域自殺実態プロフィール2022追加資料1（JSCP2022）

* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

4 悩みやストレスの有無、こころの状態（2019年 山梨県）

厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」において、悩みやストレスのある人の割合は半数を
しめています。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられる、こころの
状態をはかるK6という尺度でみると、合計点数が10点以上を占める割合は約1割となっています。

*K6…うつ病や不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的とし、心理ストレスを含む何らかの
精神的な問題の程度を表す指標として利用されている。

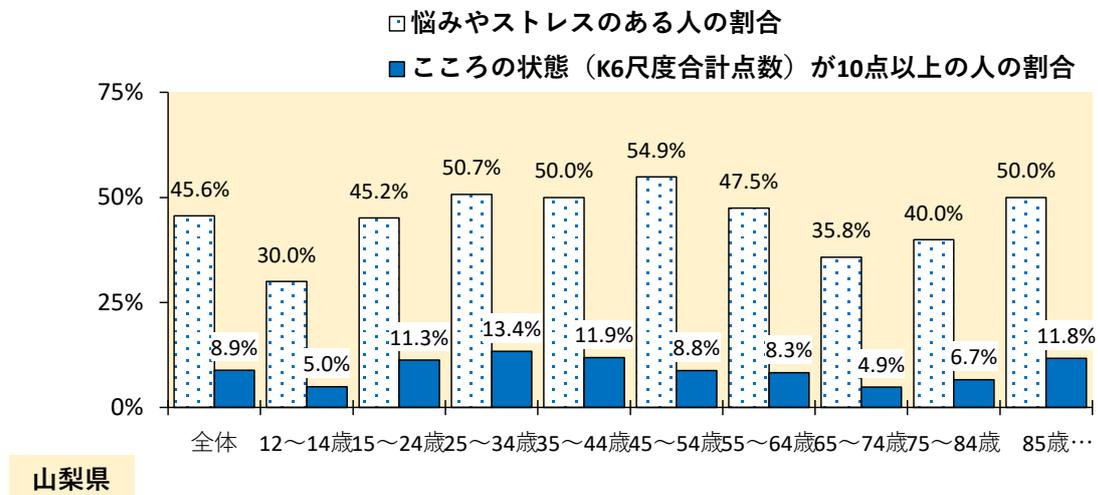
採点 5点未満：問題なし 5～10点未満：要観察 10点以上：要注意

(人)

山梨県	悩みやストレスの有無			こころの状態（K6尺度合計点数）				
	総数	あり	不詳	総数	0～4点	5～9点	10点以上	不詳
全体	699	319	11	699	491	112	62	34
12～14歳	20	6	2	20	15	1	1	2
15～24歳	62	28	1	62	45	8	7	2
25～34歳	67	34	—	67	46	12	9	1
35～44歳	84	42	1	84	58	14	10	2
45～54歳	113	62	1	113	78	22	10	3
55～64歳	120	57	2	120	86	20	10	4
65～74歳	123	44	3	123	93	16	6	7
75～84歳	75	30	2	75	51	10	5	9
85歳以上	34	17	1	34	19	7	4	4

出典：地域自殺実態プロファイル2022（JSCP 2022）

* 厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」（健康票）の第123表（世帯人員（12歳以上）、悩みやストレスの有無・悩みやストレスの原因（複数回答）・無・性・年齢（10歳階級）・都道府県-21大都市（再掲）別）と第125表（世帯人員（12歳以上）、こころの状態（点数階級）・性・年齢（10歳階級）・都道府県-21大都市（再掲）別）より抜粋。



第3章 いのち支える自殺対策における取り組み

1 施策の体系

自殺対策における取り組みでは、日本全国で取り組むことが望ましいとされている5つの**基本施策**が定められています。また地域の自殺実態により優先的な課題に対する取り組みとして**重点施策**も推奨されており、基本施策と合わせて実施することが求められています。

また、生きることの包括的な支援として既存事業に自殺対策の意味合いを含ませ実施し、本計画との連携性を持つこととします。

さらに、本計画では**最重要施策**として2つの事業を設定し、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指します。

誰も自殺に追い込まれることのない町の実現

2つの最重要施策 本町が特に力を入れ、成功への鍵を握る取り組み

①ゲートキーパーの養成

②悩み相談

最重要

3つの重点施策 地域で自殺対策を推進する上で、欠かせない基盤的な取り組み

- ①働き盛り世代への支援の強化
- ②子ども・若者への支援の強化
- ③無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化

重点

5つの基本施策 本町における自殺ハイリスク群と、自殺のリスク要因に沿った取り組み

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③町民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

基本

生きる支援関連施策 上記以外の自殺対策（生きることの包括的な支援）の取り組み

- | | |
|-------------------------------------|--------------------|
| 1. 気づきのための活動や人材育成 | 6. 高齢者支援 |
| 2. 啓発と周知による自殺対策の理解促進 | 7. 障がい者支援 |
| 3. 包括的な生きる支援 | 8. その他様々な「生きる支援事業」 |
| 4. 経済的な問題により健康的な生活が送れないことの無いようにする事業 | 9. 他機関との連携による支援 |
| 5. あらゆる分野での広報・啓発を強化する | 10. 子ども・若者支援 |
| | 11. 保健事業による支援 |

2 最重要施策

次の2事業を最重要施策として設定し、積極的に取り組むことで、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現につなげます。

① ゲートキーパーの養成

自殺対策に携わる方々はもちろんのこと、関係機関の構成員や町役場職員、関心のある一般の方々など、より一層多くの方がゲートキーパーとなり、町ぐるみで支えるネットワークを構築します。

事業名・事業内容	担当課	備考
ゲートキーパー養成（役場職員） 役場職員は、住民のさまざまな悩みや不安に気づき親身になって話を聴き、必要だと判断した時は支援へつなぐ力が必要となる。その知識やスキルを得るため、ゲートキーパー養成研修を受講する。	総務課 福祉保健課	隔年開催
ゲートキーパー養成（住民） ゲートキーパー（年度当初に民生委員にミニゲートキーパー養成講習など）養成講習を実施する。	福祉保健課	隔年開催

評価項目	現状値	目標値
ゲートキーパー養成講習（職員）受講人数	43人（R5）	200人以上
ゲートキーパー養成講習（住民）受講人数	14人（R4）	100人以上

② 悩み相談

福祉保健課で実施する「こころの悩み事相談」や「スマイルなんぶ健康相談」をはじめとして、相談しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、あらゆる相談機会を通じて人々の心に寄り添い、解決に向けた道筋を示せるように取り組みます。

事業名・事業内容	担当課	備考
こころの悩み事相談 臨床心理士による悩み事相談所を開設。町民が悩み事を相談しやすい環境を作り、気軽に相談できるように配慮しながら実施していく。	福祉保健課	奇数月に1日開催
スマイルなんぶ健康相談 体組成、血圧、血糖値などを計測し栄養指導や健康相談を実施する。	福祉保健課	毎月15日実施

評価項目	現状値	目標値
こころの悩み事相談（奇数月に1日実施）	18件利用	年15件以上
スマイルなんぶ健康相談事業（毎月15日）	延べ171人	延べ200人以上
スマイルなんぶ健康相談事業（イベント開催時）	延べ130人	延べ150人以上

3 重点施策

① 働き盛り世代への支援の強化

被雇用者・勤め人の男性における自殺が課題となっています。仕事をする男性は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また思うように自分のための時間が取れないなど心の健康を損ないやすい環境に置かれる傾向が伺えます。

労働環境の改善については、行政や地域の業界団体の役割が重要と思われる。

事業名・事業内容	担当課	備考
こころの悩み事相談（再掲） 臨床心理士による悩み事相談所を開設。企業や商工会などに開催日を周知して気軽に相談できるように配慮をする。	福祉保健課	奇数月に1日開催
スマイルなんぶ健康相談（再掲） 体組成、血圧、血糖値などを計測し栄養指導や健康相談を実施する。	福祉保健課	毎月15日実施

評価項目	現状値	目標値
こころの悩み事相談（奇数月に1日実施）	18件	年15件以上
スマイルなんぶ健康相談（毎月15日）	延べ171人	延べ200人以上
スマイルなんぶ健康相談事業（イベント開催時）	延べ130人	延べ150人以上

② 子ども・若者への支援の強化

南部町において2017年（平成29年）から2021年（令和3年）の間では、子ども・30代までの若者の自殺者はおりませんが、全国的にみると若年層の自殺者が多く、SNSの普及などを踏まえると、南部町においても重要な課題と捉えています。そのため、深刻な悩みを相談できる体制を築き、支援する機関に繋げるようにしていきます。

事業名・事業内容	担当課	備考
思春期体験学習 中学3年生とその保護者が生命の尊重などについて赤ちゃん抱っこ体験などを通じて学習する。	南部中学校 福祉保健課	年1回 秋頃
産後ケア事業（利用料助成事業） 産後ケア事業は、産後4か月までの母親とその乳児を施設に宿泊させ、母親の心身の回復を図るためのケア及び乳児へのケアを実施するとともに、母親に対し育児に関する技術指導、カウンセリングを実施し自宅で安心して育児ができるようにすることを目的とする。 利用対象者には、1泊34,500円（県・町負担分）＋6,100円（個人負担分）を助成し、気軽に利用できる環境を整える。	福祉保健課	通年実施
ひきこもり対策 ひきこもり対策として、家族・本人が町に相談できるような場所・時間を設定し県の「ひきこもり相談窓口」等の支援機関につなげていく。	福祉保健課	山梨県ひきこもり地域支援センター 055-254-7231

評価項目	現状値	目標値
思春期体験学習	年1回	年1回
産後ケア事業（利用料助成事業）	2人	2人

③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化

勤労世代の無職者の自殺率は同世代の有職者に比べ高いことが知られています。自殺のリスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障がいや人間関係の問題等を抱えている場合もあります。勤労世代の無職者・失業者は社会的に排除されやすい傾向があり、無職者・失業者に対する自殺対策を、多職種、多分野で支える支援体制が必要となります。また、生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、被災避難、介護、多重債務など多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

事業名・事業内容	担当課	備考
生活保護及び生活困窮に関する相談 生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先が重複している場合が多く、生活困窮自立支援と自殺対策との連動が重要となる。そのため、支援関係者間で連絡調整をして両面から連動して支援をする。	福祉保健課	山梨県くらしサポートセンター 090-4815-4140 090-3147-4140
心と体に関する相談 心や体（病気）に関する相談を受けた場合、自殺のリスクを感じる人の把握に努め、相談者との信頼関係を構築しつつ支援先に繋いでいく。	福祉保健課	関係機関と連携を取りながら随時対応していく。
無料法律・ふれあい・行政・人権相談 法律に関する悩み事や人権に関することなど様々な悩み事相談の窓口として気軽に利用できるような環境を作る。	社会福祉協議会	ふれあい相談は毎月開催。無料法律相談は、弁護士に依頼をし、年1回8月に開催している。
各種納付相談 各種税金や保険料・利用料金など、生活面で深刻な問題を抱え、困難な状況にある方の相談を随時受け付ける。	税務課 住民課 福祉保健課 子育て支援課 水道環境課 学校教育課	関係各課の連携。

評価項目	現状値	目標値
生活保護及び生活困窮に関する相談	相談 2件 生活保護決定 2件	現状維持
心と体に関する相談	精神保健相談 109件 健康相談 493件	現状維持
無料法律・ふれあい・行政・人権相談	無料法律相談 年1回 ふれあい・行政・人権相談 年12回	無料法律相談年3回 ふれあい・行政・人権相談年12回

4 基本施策

地域自殺対策政策パッケージにおいて実施することが望ましいとされているのは、次の5項目です。

① 地域におけるネットワークの強化

自殺対策は、医療、保健、生活、教育、労働等様々な関係機関とのネットワーク作りが重要となります。

一人で悩むことなく、深刻な状態になる前に誰かに相談できるような環境や地域づくりが必要と考え、人の輪をつくる事業や人との繋がりが構築できるような事業に取り組み、町民と行政、関係機関が密接に結び付くような関係を築き、協働して支えあえるまち「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりを推進します。

事業名・事業内容	担当課	備考
民生委員児童委員との情報交換会 民生委員児童委員との情報交換会により、精神的な病気で療養している人や閉じこもっている人などの情報を得て保健師等による支援の対象者として把握し、その人にあつた支援をしていく。	福祉保健課	各区年1回
愛育会「声かけ見守り活動」 愛育会では、「声かけ見守り活動」をすることで孤立する住民を減らし、繋がりを持つことで助けを求めやすい環境づくりをする。	福祉保健課	随時
健診結果説明会 結果説明会や地区担当保健師からの返却など、指導の対象になった方にはできるだけ多くの人に直接結果を返却し話ができるようにしていく。	福祉保健課	随時
スマイルなんぶクラブ事業（元気のお裾分け） 自分の周りの人に元気のお裾分けをして、元気な南部町民を増やすことを目的に活動するクラブにおいて、お裾分けの輪を広げる工夫とクラブ員さんの新規開拓を検討していくために、健康づくりの事業の情報をDMIにて発信していく。	福祉保健課	随時

評価項目	現状値	目標値
民生委員児童委員と福祉保健課職員との情報交換	必要に応じて	各区単位で年1回以上
愛育会「声かけ見守り活動」	14分班で実施	現状維持
健診結果説明会参加率	89.7% (192/214)	95.0%
スマイルなんぶクラブ事業（元気のお裾分け）	年4回	現状維持

② 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進するには、多くの人のかかわりが必要になります。自殺対策の趣旨を理解していただき、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して「早期に気づき」ができるように必要な研修の機会を確保します。

事業名・事業内容	担当課	備考
ゲートキーパー養成（役場職員）（再掲） 役場職員は、住民のさまざまな悩みや不安に気づき親身になって話を聴き、必要だと判断した時は支援へつなぐ力が必要となる。その知識やスキルを得るため、ゲートキーパー養成研修を受講する。	総務課 福祉保健課	隔年開催
ゲートキーパー養成（住民）（再掲） ゲートキーパー（年度当初に民生委員にミニゲートキーパー養成講習など）養成講習	福祉保健課	隔年開催
ちよっくりボランティア事業でのボランティア登録者への傾聴支援研修を兼ねた定例会の実施 独居世帯や高齢者世帯が増加し、一方で生産年齢層が減少し、担い手の不足と家族支援が低下している状況の中、地域で住民同士が支えあっていく相互扶助を推進していくことを目指すためにも、更なるボランティアの募集と利用の呼びかけをする。また、その中でも傾聴ボランティアの育成も推進していく。	福祉保健課	協力会員 (33人⇒40人)

評価項目	現状値	目標値
ゲートキーパー養成講習（職員）受講人数	43人（R5）	200人以上
ゲートキーパー養成講習（住民）受講人数	14人（R4）	100人以上
ちよっくりボランティア登録者へのボランティア登録研修	年1回	研修受講者40人以上

③ 住民への啓発と周知

自殺は誰にでも起こりうる身近な問題ですが、多くの人は自分とは関係ないと考えがちです。また、自殺の危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そういったことに理解を深めることで、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということを住民の共通認識となるように普及啓発をおこなっていきます。

事業名・事業内容	担当課	備考
図書館でのテーマ展示 図書館に生きる関連の本を集めブースを作り啓発する	文化館	年1回
広報活動 9月の自殺予防週間・3月の自殺予防月間に合わせ、広報または告知放送で「心の健康」について住民に伝えていく。	福祉保健課	年2回
なんぶ健康会議による周知 なんぶ健康会議において「心の健康」について協議し、広く住民に啓発する。	住民課 生涯学習課 福祉保健課 食生活改善推進員・愛育会	年1回
こころと体の健康調査の実施 介護認定を受けていない75歳以上の方に対し、総合健診（集団検診）の申し込みの際に、こころと体の健康調査を実施している。何らかの支援が必要な人を把握し、閉じこもりの予防や人との交流の場等につなげていく。	福祉保健課	年1回

評価項目	現状値	目標値
図書館テーマ展示	1回/年	2回/年
広報・告知放送回数	広報紙0回 告知放送0回	広報紙1回 告知放送1回
なんぶ健康会議による周知	—	年1回以上
こころと体の健康調査の実施	年1回	年1回

④ 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」が上回ったときであるとされています。「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を抱えていても全ての人や社会の自殺リスクが同様に高まるわけではなく、「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係などにより促進要因が上回れば自殺リスクは、高まらないこととなります。

1 居場所づくり

地域にある居場所や活動等について把握し、居場所づくりや生きがいづくりの活動を支援します。

事業名・事業内容	担当課	備考
デイケア 地域社会や他の人と接する機会が少なく、生活の幅を広げにくくなっている方などに対して、社会復帰の促進、地域における自立のための場となる。	福祉保健課	月1回開催
地区サロン 高齢者同士の憩いの場、交流の場、仲間づくりの場を構築し、高齢者の生きがいづくりを目指し、担い手となる住民を中心に高齢者の見守り機能や安否確認も兼ねて運営する。	福祉保健課 社会福祉協議会 各区福祉推進員	各区において年数回～毎月開催
ふれあいセンター（万沢・睦合） ふれあいセンターに通所することは、認知症予防・フレイル予防等の介護予防や独居・引きこもり予防等の日常生活支援にもなっている。また、居場所づくりや生きがいづくりの要素も含めている。	福祉保健課 社会福祉協議会	通所週1回 センター開所 （月～金）
アルファセンター利用 入浴やカラオケなど人と接する場に通うことで参加者同士の交流を促進し、気軽に話せる仲間が集う場を提供することを目的に実施する。（生きがいづくり）	福祉保健課 社会福祉協議会	町内者対象 オープン日（月） 火～金は、 地区指定
こぶしの会 介護保険サービスを利用していない70歳以上の独居の方を対象に呼びかけ、社会参加や閉じこもり防止を目的に旅行や料理教室を実施している。（生きがいづくり）	福祉保健課 社会福祉協議会	旅行 年1回 料理教室 年2回
地域活動支援センター（あじさい工房・ふきのとう） 雇用されることが困難な精神障がい者、知的障がい者、身体障がい者及び障がい児に創作的活動又は生産活動機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することや毎日通うことで居場所づくりの面及び生活のリズムを整えることなど健全な精神を養うことにより生きることの支援とする。	福祉保健課	登録の必要あり

※デイケア・・・精神障がいのある方が、社会復帰、復学、就労、地域において自立することなどを目的に参加する社会復帰援助事業

※サロン・・・外出機会の少ない高齢者が参加できる生きがい活動や地域の人同士のつながりを深めることを目的とした事業

評価項目	現状値	目標値
デイケア参加人数	11回 延57人	12回 延80人
地区サロン参加人数	52回 延845人	現状維持
ふれあいセンター（万沢・睦合）参加人数	延 2,040人	300回 延2,000人
アルファセンター利用人数	延 935人	現状維持
あじさい工房・ふきのとう開所日数	あじさい工房： 242日 ふきのとう： 242日	あじさい工房： 現状維持 ふきのとう： 現状維持

2 自殺未遂者等への支援

自殺未遂者は、自殺で死亡した人よりも多くいることが想定されます。自殺未遂者の再企^まと^と防^と止は、自殺者を減少させるために重要となります。そのためには、近隣医療機関と連携を強化し自傷行為で救急受診した方が、地域の相談窓口につながり支援を受けることができるよう情報交換を行い、本人または家族に連絡を取ることによって相談支援を実施できるようなネットワークの構築を図っていきます。

事業名・事業内容	担当課	備考
自殺未遂者ケア 自殺未遂者への精神的なケアや様々な支援を効果的に行うため、医療機関・警察・消防等と情報交換を行い必要時は連携を図る。	福祉保健課	医療機関 警察・消防
支援者研修 適切な支援ができるように研修を受講し、スキルアップをする。	福祉保健課	峡南保健所 県で開催の研修会
家族会・当事者の会 相談があり、必要があれば窓口を紹介し連携していく。	福祉保健課	山梨県立精神保健福祉センター (自殺防止センター) 自死遺族相談 055-254-8651

評価項目	現状値	目標値
支援者研修	—	1人以上受講

⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成28年4月の自殺対策基本法の改正では、学校におけるSOSの出し方教育の推進が盛り込まれました。

このため当町においても児童生徒が命の大切さに関する教育だけでなく児童生徒が、社会において直面する可能性がある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた環境づくりを進めます。

事業名・事業内容	担当課	備考
思春期体験学習（再掲） 中学3年生とその保護者が生命の尊重などについて赤ちゃん抱っこ体験などを通じて学習する。	南部中学校 福祉保健課	年1回
SOSの出し方教育 つらい時や苦しいことに直面した時に、相談できる人や機関に早めに助けの声を上げられるように具体的かつ実践的な教育をおこなう。	各小中学校 学校教育課	

評価項目	現状値	目標値
思春期体験学習	年1回	年1回
小中学校との情報交換会	年度末に実施	年1回
SOSの出し方教育	日常的に児童生徒に対し教育の機会を設けている。	継続実施

5 生きる支援関連施策

<p>重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化</p> <p>基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	担当課	実施時期	重点施策①	重点施策②	重点施策③	基本施策①	基本施策②	基本施策③	基本施策④	基本施策⑤
1. 気づきのための活動や人材育成										
<p>【ゲートキーパー養成研修】 ○これまでの実施内容○ 役場職員は、住民のさまざまな悩みや不安に気づき親身になって話を聴き、必要だと判断した時は支援へつなぐ力が必要となる。その知識やスキルを得るため、ゲートキーパー養成研修を受講している。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	総務課 福祉保健課	衛生委員会で開催時期を検討	◎	◎	◎		◎	◎		
<p>【民生委員児童委員事務】 ○これまでの実施内容○ 同じ住民という立場から気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関に繋げる上で、地域の最初の窓口として機能することが自殺対策になり得る。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	通年	◎	◎	◎	◎				
<p>【各区民生委員児童委員との情報交流会】 ○これまでの実施内容○ 民生委員児童委員との情報交流会により、精神的な病気で療養している人や閉じこもっている人などの情報を得て保健師等による支援の対象者として把握し、その人にあつた支援を行っていく。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	5月から7月				◎				
<p>【ふれあい相談事業】 ○これまでの実施内容○ 日常生活における困りごとや問題について、相談を受けることにより精神的に安心してもらい、必要な場合は適切な支援を受けられるようにつなぐことで自殺対策とする。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	社会福祉協議会	通年	◎	◎	◎					
2. 啓発と周知による自殺対策の理解促進										
<p>【広報・区長会などお知らせ事業】 ○これまでの実施内容○ 広報を通じて「こころの健康」についてのコラムや「悩み事相談」などの情報を発信することは、包括的な視点において自殺対策になり得る事業となる。 ●今後の実施内容● 広報を通じての啓発に努める。</p>	総務課	随時				◎	◎			
<p>【ホームページによる情報の提供・広聴に関する事務】 ○これまでの実施内容○ HPの健康に関する頁へ、自殺対策について掲載し幅広い年齢層の人に呼び掛けをする。 ●今後の実施内容● 今後、発信していくコンテンツを増やしていく。</p>	企画課	通年				◎	◎			

<p>重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化 基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	担当課	実施時期	重点施策①	重点施策②	重点施策③	基本施策①	基本施策②	基本施策③	基本施策④	基本施策⑤
3. 包括的な生きる支援										
<p>【生活困窮滞納者に対する徴収】 ○これまでの実施内容○ 納期までに納めることのできない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性がある。福祉関係部門との情報交換を行い、経済的弱者の滞納の徴収を考慮することは、「生きることの包括的な支援」と捉え自殺対策になり得る。 ●今後の実施内容● 滞納者は生活面や金銭面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性がある。福祉等関係部署と連携を図り情報交換を行い、経済的弱者の滞納の徴収を考慮しながら納付計画支援をしていく事で自殺予防に繋げる。</p>	税務課	通年	◎		◎					
<p>【特定健診事業】 ○これまでの実施内容○ 人と接する機会作りと、自身の身体状況を把握し健康に関心を持つことで前向きな生活習慣づくりを促す。 ●今後の実施内容● 昨年度の反省点を踏まえ、引き続き委託医療機関と情報共有や、感染予防を図りながら知り合いとの顔合わせの場としても活用したい。</p>	住民課	通年	◎	◎	◎				◎	
<p>【南部町要保護児童対策地域協議会】 ○これまでの実施内容○ 要保護児童の適切な保護を行うことにより、子どもが安心して生活ができることで健全な児童を育てる。 ●今後の実施内容● 要保護児童への適切な対応により、子どもの情緒の安定につなげる。</p>	子育て支援課	通年		◎	◎	◎				
<p>【福祉健康まつり】 ○これまでの実施内容○ ボランティアによる出店や様々な表彰及び有名人による芸能発表を行うなど、高齢者等に非日常的な時間を過ごしてもらい楽しんでもらうこと、日々の健康管理や生きがいづくりの一環として事業を行うことは、自殺対策になり得る。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	社会福祉協議会 福祉保健課	10月				◎				

<p>重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化</p> <p>基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	担当課	実施時期	重点施策①	重点施策②	重点施策③	基本施策①	基本施策②	基本施策③	基本施策④	基本施策⑤
<p>【こころの悩み事相談】</p> <p>○これまでの実施内容○ どこに相談したら良いかわからない悩み事を、こころの専門家である臨床心理士に気軽に聞いてもらうことができること。悩みは聞いてもらうだけでも気持ちが落ち着くことがあるので、一人でも多くの方に利用してもらおう。臨床心理士に自殺リスクを0～4段階で判断してもらい、保健師に繋いでもらう。そこで解決出来ないことについては、適切な機関に繋いで解決していく事が目的。</p> <p>●今後の実施内容● 年6回（奇数月）の開催を継続していく。町民が悩み事を相談しやすい環境を作り、気軽に相談できるように配慮していく。</p>	福祉保健課	奇数月 (年6回)	◎	◎	◎				◎	
<p>4. 経済的な問題により健康的な生活が送れないことの無いようにする事業</p>										
<p>【ひとり親家庭医療費助成制度】</p> <p>○これまでの実施内容○ 医療費を助成することでひとり親家庭の経済的安定に寄与し、窓口対応時には問題を抱える方の早期発見と対応への接点とする。</p> <p>●今後の実施内容● 継続実施。</p>	子育て支援課	通年		◎	◎					
<p>【児童扶養手当】</p> <p>○これまでの実施内容○ 子育てに伴う経済的、精神的負担の軽減が行われ安定した生活につながる。</p> <p>●今後の実施内容● 継続実施。</p>	子育て支援課	通年		◎	◎					
<p>【生活保護相談事務】</p> <p>○これまでの実施内容○ 生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先が重複している場合が多く、生活困窮自立支援と自殺対策との連動が重要となる。そのため、支援関係者間で連絡調整をし両面から連動して支援をする。</p> <p>●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	通年			◎				◎	
<p>【老人保護措置】</p> <p>○これまでの実施内容○ 身体・精神に障がいがある又は生活環境上の理由、経済的な理由から居宅での生活が困難であると判定された方を養護老人ホームへ措置することは、生活の不安を取り除き生きることの支援につながる。</p> <p>●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	通年			◎				◎	

<p>重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化 基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	担当課	実施時期	重点施策①	重点施策②	重点施策③	基本施策①	基本施策②	基本施策③	基本施策④	基本施策⑤
<p>【デイケア】 ○これまでの実施内容○ 地域社会や他者と接する機会が少なく、生活の場を広げにくくなっている方などに対して、社会復帰の促進、地域における自立のための場となる。 ●今後の実施内容● 地域活動支援センターあじさい工房と連携を図りながら社会復帰を促進するための場となる。日頃の思いや心配事を相談できる場としたい。</p>	福祉保健課	通年		◎	◎				◎	
<p>【町営住宅事業】 ○これまでの実施内容○ 家賃が滞りがちな世帯の現況を確認して、生活が困窮している世帯については、関係課に繋ぎ適切な支援が受けられるようにすることで包括的な対応となる。 ●今後の実施内容● 家賃が滞りがちな世帯の現況を確認して、生活が困窮しているように見受けられる世帯については、関係課に繋ぎ適切な支援が受けられるようにすることで、包括的な対応をしながら社会復帰を促進するための場となる。日頃の思いや心配事を相談できる場としたい。</p>	建設課	随時		◎	◎					
<p>【給食費無償化事業】 ○これまでの実施内容○ 保護者の経済的負担の軽減を図るため、児童生徒の給食費の無償化を実施する。（令和2年度から実施） ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	学校教育課	通年		◎	◎					
<p>5. あらゆる分野での広報・啓発を強化する</p>										
<p>【産婦健診助成事業】 ○これまでの実施内容○ 産後うつ予防やその兆候を早期に発見することにより、専門機関等に早期に繋げることができ、自殺予防に効果がある。 ●今後の実施内容● 産後2週間と1か月に産後うつアンケートを実施。医療機関と連携し、必要があれば保健師による個別支援につなげていく。</p>	福祉保健課	通年		◎						
<p>【産後ケアセンター助成事業】 ○これまでの実施内容○ 出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、産後うつなどのリスクの軽減を図ることができる。また、他の専門機関と連携して支援を継続することが出来れば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ●今後の実施内容● 必要としている方が利用できるようにしていく。</p>	福祉保健課	通年		◎						

<p>重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化</p> <p>基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	担当課	実施時期	重点施策①	重点施策②	重点施策③	基本施策①	基本施策②	基本施策③	基本施策④	基本施策⑤
<p>【思春期体験学習】 ○これまでの実施内容○ 思春期の身体的精神的な特徴を学び、自立することの大切さや命のバトンにより生きていることを自覚する。赤ちゃん誕生までの過程を学び、実際に赤ちゃんとふれあうことで生命尊重及び自殺予防に繋げる。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	10月頃		◎			◎	◎		◎
<p>【新生児聴覚検査費助成事業】 ○これまでの実施内容○ 早い段階で難聴を発見できることにより、適切な支援を早期にすることで音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることなどの支援は、生きることの包括的支援になり得る。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	通年		◎						
<p>【母親学級】 ○これまでの実施内容○ 相談しあえる人間関係が構築することができ、孤立感を感じる母親が減少する。 SOSを出すことができる。 妊娠・出産による心身の変化を知り、対応スキルを向上させることで自殺リスクを低下させることができる。 ●今後の実施内容● 産前、産後の悩みを聞けるように実施していく。</p>	福祉保健課	通年		◎		◎		◎		
<p>【愛育会組織育成】 ○これまでの実施内容○ 支援を必要としている住民を適切な支援につなげることができる。 住民同士が見守りあう環境を作ることができる。 ●今後の実施内容● 住民同士が見守りあえる活動を継続していく。</p>	福祉保健課	通年	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
<p>【つくしんぼ教室】 ○これまでの実施内容○ 育児不安や産後うつ予防、早期発見、早期支援につながり母子の精神的安定が図られ、子供の健やかな成長発達を促す。また、発達特性を持つ子どもへの対応方法の助言を行い、親子の愛着形成、自己肯定感を高めることは、将来にわたり自殺リスクの低下につながる。 ●今後の実施内容● 個別、集団ともに感染症対策を行いながら継続実施していく。</p>	福祉保健課	通年		◎				◎		
<p>【乳幼児健康診査事業】 ○これまでの実施内容○ 児の健やかな成長・発達、異常の早期発見と治療、保護者の不安の軽減、保護者の育児スキルの向上、などにより自殺リスクの把握、低下に繋げる。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	通年	◎					◎		

<p>重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化 基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	担当課	実施時期	重点 施策①	重点 施策②	重点 施策③	基本 施策①	基本 施策②	基本 施策③	基本 施策④	基本 施策⑤
<p>【赤ちゃん訪問事業】 ○これまでの実施内容○ 生後2か月までの全ての乳児・産婦を訪問。健康状態を把握し、相談支援を実施する。必要時には、医療機関と連携して支援する。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	通年		◎		◎		◎		
<p>【離乳食教室】 ○これまでの実施内容○ 栄養士・保健師との交流をはかることで、相談し合える人間関係を構築することが出来る。 同年代の子どもを持つ母親同士が交流し情報交換することで、母親の悩みや不安を解消することができる。 ●今後の実施内容● 引き続き、離乳食や育児の悩みを聞けるように実施していく。</p>	福祉保健課	通年		◎		◎		◎		
<p>【要保護準要保護児童生徒就学援助】 ○これまでの実施内容○ 保護者の経済的負担の軽減を図り、児童生徒の学校生活での安心安全な学習環境を整備する。(生活困窮対策) ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	学校教育課	通年		◎	◎					
<p>【特別教育支援員活用事業】 ○これまでの実施内容○ 落ち着きにかける児童生徒、学習の定着が困難な児童生徒へ支援することにより、集団生活をする上での障害が改善し豊かな学校生活が送れるようになる。 ●今後の実施内容● 通常の学級において、学習の定着が困難な児童生徒を支援することにより、その能力等を可能な限り発達させることのできる教育の場を提供し、豊かな学校生活を送れるようになることを目的とする。</p>	学校教育課	通年		◎						◎
6. 高齢者支援										
<p>【タクシー券】 ○これまでの実施内容○ 障がい者および高齢者が、日常生活に必要な交通の便を確保することにより社会活動の範囲を広げ、家に引きこもらず他者との接点を増やし社会参加を促す。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	通年			◎				◎	
<p>【竹かごづくりの会】 ○これまでの実施内容○ 運営を補助することで高齢者の生きがいづくりの場となり、作成したものが販売できることによって現金収入の機会を得ることもできる。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	通年			◎				◎	

第3章 いのち支える自殺対策における取り組み

5 生きる支援関連施策

<p>重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化</p> <p>基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	担当課	実施時期	重点施策①	重点施策②	重点施策③	基本施策①	基本施策②	基本施策③	基本施策④	基本施策⑤
<p>【配食サービス】 ○これまでの実施内容○ 生活が不規則になりがちな虚弱高齢者等に対して、規則正しいぬくもりのある栄養バランスに考慮したお弁当を届け、併せて安否確認を行うことは、安心して暮らせる環境に寄与することとなり高齢者の生きる支援になる。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	通年(1月1日～1月3日を除く)			◎				◎	
<p>【在宅福祉送迎サービス】 ○これまでの実施内容○ 概ね70歳以上の虚弱なひとり暮らし、高齢者のみの世帯等、透析患者、障がい者等を医療機関へ送迎を行うことで安心して暮らせる環境をつくる。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	利用者に対し月1回			◎					
<p>【南部町老人クラブ連合会（南部シニアクラブ）活動】 ○これまでの実施内容○ スポーツ活動や健康旅行など社会参加を促進することで人と繋がりをもつことができたり、高齢者が培ってきた知識や経験を活かした活動を行うことなど生きがいづくりとなるような事業を行う。 ●今後の実施内容● 現状維持。</p>	社会福祉協議会	定期的に行っている			◎				◎	
<p>【虐待一時保護事業（高齢者虐待対策）】 ○これまでの実施内容○ 相談や通報を受け、虐待の早期発見・早期対応につなげ、虐待を受けた高齢者の生命と安全確保を速やかに図る。 ●今後の実施内容● 認知症が増え、虐待ケースも増加が予測されるため、認知症施策と合わせて今後も迅速に対応していく。</p>	福祉保健課	随時			◎	◎				
<p>【通所型サービスA（万沢・睦合ふれあいセンター）】 ○これまでの実施内容○ 健康状態の維持や介護状態にならないため、重度予防に取り組む通所型サービスAの施設として旧万沢保育所と旧睦合保育所の2か所において、健康チェック、歌や体操、レクリエーション、作品作りなどを行っている。住み慣れた地域で継続して本人が望む生活を送れることを目指し、週1回の頻度で通所している。また、独居・引きこもり予防等の日常生活支援により自殺企図の防止につながるように定期利用の支援を継続して、居場所づくりや生きがいづくりにつながるような活動を実施している。 ●今後の実施内容● コロナ禍の影響で他者との交流が減少している人が多い。チェックリストや民生委員からの情報等を参考に新規の利用者を確保する。</p>	福祉保健課	随時			◎				◎	

<p>重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化 基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	担当課	実施時期	重点施策①	重点施策②	重点施策③	基本施策①	基本施策②	基本施策③	基本施策④	基本施策⑤
<p>【生活支援体制整備事業（ちよっくりボランティア）】 ○これまでの実施内容○ 利用対象高齢者の在宅生活を支えるため、担い手となる元気な高齢者等は趣味特技を生かして社会参加をすることで、健康状態・認知能力の向上と健康習慣の改善が期待され、地域での見守り機能の強化による孤独防止を図る。 ●今後の実施内容● 独居世帯や高齢者世帯が増加し、一方で生産年齢層が減少し、担い手の不足と家族支援が低下している状況の中、地域で住民同士が支えあっていく相互扶助を推進していくことを目指すためにも、更なるボランティアの募集と利用の呼びかけをする。また、その中でも傾聴ボランティアの育成も推進して事業は継続していく。</p>	福祉保健課	随時			◎	◎				
<p>【介護予防普及啓発事業（パワーリハビリ教室）（筋肉若返り運動教室）（住民主体集いの場）】 ○これまでの実施内容○ 運動機能向上と閉じこもり予防を目指し、心身の活動性向上、社会参加促進を図り、自活した生活を送れるよう指導していくことで自殺対策に資する。 ●今後の実施内容● チェックリストや民生委員からの情報等を参考に普及活動を続け、新規の参加者が増加するように務める。</p>	福祉保健課	随時			◎				◎	
<p>【家族介護支援事業（ほっとカフェ）】 ○これまでの実施内容○ 介護者が抱える身体的・精神的負担は、介護うつに発展するなど破綻が懸念される。そのため、当事者同士で気軽に介護をする上での悩みなどを話し合うことで心理的負担軽減につながるよう当事業への支援を継続する。 ●今後の実施内容● 認知症の当事者、介護する家族、支援する地域の方の認知症カフェとしての機能、その他引きこもり等で社会復帰を目指している方など、どなたでも参加できる場所としての機能、介護者同士・認知症の方同士が交流や情報交換ができる場所としての機能を合わせた場所を目指して開催をしていく。</p>	福祉保健課	月1回			◎	◎			◎	

<p>重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化</p> <p>基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	担当課	実施時期	重点施策①	重点施策②	重点施策③	基本施策①	基本施策②	基本施策③	基本施策④	基本施策⑤
<p>【高齢者への総合相談事業】</p> <p>○これまでの実施内容○ 個別に相談への初期対応と継続的な具体的な相談から、成年後見制度の活用や虐待、困難事例への対応を図り、高齢者の権利を擁護する。また、消費者被害・詐欺被害を未然に防ぐため専門的な関係機関への連絡調整を図り、相談者の不安や困りごとの解消に努める。</p> <p>●今後の実施内容● 相談業務を通じて支援を必要とする高齢者の把握に努め、関係者、関係機関等多職種との連携を図り支援の体制をつくることで本人や家族が抱える不安や悩みごとに対して相談対応し、必要に応じて支援や各種サービスにつなげていく。当事業は前年度同様に継続していく。</p>	福祉保健課	随時			◎					
<p>【認知症サポーター養成講座認知症キャラバンメイト育成・支援】</p> <p>○これまでの実施内容○ 認知症の家族にかかる負担は大きく、家族の中で精神的に追い込まれる人が出る危険性がある。当養成講座やステップアップ福祉などを通じて、認知症に関する知識を深め、地域で支えていけるような環境をつくる。</p> <p>●今後の実施内容● 周知を行い希望する企業や団体に向けての開催を行う。今後も小中学校で開催できるようにしていく。</p>	福祉保健課	随時			◎	◎	◎			
<p>【地域介護予防活動支援事業（地区サロン）】</p> <p>○これまでの実施内容○ 高齢者同士の憩いの場、交流の場、仲間づくりの場を構築し、高齢者の生きがいづくりを目指し、民生委員を中心に福祉推進員等の組織を担い手として高齢者の見守り機能や安否確認も兼ねて運営する。</p> <p>●今後の実施内容● 地区ごとに回数ややり方は異なるが、コロナ禍であっても他者と交流する場があることで社会参加ができている。家で閉じこもっている人への声掛けを続け、新たな参加者が増加するよう普及を続ける。</p>	福祉保健課 社会福祉協議会	通年			◎	◎				
<p>【デイサービス事業】</p> <p>○これまでの実施内容○ デイサービスへ行くことが自身の生きがいとなるよう利用者に寄り添ったサービスやプログラムを提供する。</p> <p>●今後の実施内容● デイサービスへ行くことが自身の生きがいとなるよう利用者に寄り添ったサービスやプログラムを提供する。また介護者が抱える身体的・精神的負担は、介護うつに発展することが懸念されるため、介護をする上での悩みなどを連絡ノート等を通して介護者と共有することで心理的負担軽減につながるよう支援していく。</p>	富沢デイサービス	通年			◎				◎	

<p>重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化 基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	担当課	実施時期	重点施策①	重点施策②	重点施策③	基本施策①	基本施策②	基本施策③	基本施策④	基本施策⑤
7. 障がい者支援										
<p>【障がい者相談支援事業】 ○これまでの実施内容○ 生活・就労・学業等についての悩み等の相談を受け必要な支援を行うとともに、障がい者地域支援活動の推進、関係機関の業務に対する協力、障がいのある方に関する援護思想の普及など福祉の増進に資することにより自殺対策となる。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	通年	◎	◎	◎					
<p>【地域包括支援センター あじさい工房・ふきのとう】 ○これまでの実施内容○ 雇用されることが困難な精神障がい者、知的障がい者、身体障がい者及び障がい児に創作活動又は生産活動機会の提供、社会との交流促進の便宜を供与することは、日中活動の場となり、家に引きこもらないことで本人・家族の精神的な安定になり、自殺対策となり得る。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	通年			◎				◎	
<p>【障がい者福祉手帳申請事務】 ○これまでの実施内容○ 申請時に、それぞれの方の状態を伺いながら申請を補佐し、合わせて相談を受けることで必要な支援を行う。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	通年				◎				
<p>【発達障がい相談】 ○これまでの実施内容○ 本人・家族の疑問・不安を和らげられるような、相談体制を構築し、円滑に事業実施していく。 ●今後の実施内容● 心理職の協力を得て効果的な相談を実施していく。</p>	福祉保健課	通年		◎						
<p>【心身障がい者（児）一時養護サービス事業（レスパイト事業）】 ○これまでの実施内容○ 心身障がい者（児）が一時養護サービス実施事業者の行う一時養護サービスに対し、利用料の一部を助成することで、障がい者（児）を抱える家族の精神的、身体的な負担の軽減を図ることは、介護つかれの防止に寄与することとなる。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	通年		◎						

第3章 いのち支える自殺対策における取り組み

5 生きる支援関連施策

<p>重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化</p> <p>基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	担当課	実施時期	重点施策①	重点施策②	重点施策③	基本施策①	基本施策②	基本施策③	基本施策④	基本施策⑤
<p>【言語障がい者リハビリ事業】 ○これまでの実施内容○ 会話をする機能を取り戻すことにより意思の疎通が可能となり、気になることや悩み事を会話によって他の人に伝えることでストレスを軽減し心の健康づくりに役立つ。また、閉じこもりがちになってしまうことを防止することも教室開催の趣旨とする。 ●今後の実施内容● 疾患によりコミュニケーションがとりにくくなった方の居場所となるよう、教室の質を維持していく。対象となる人への声掛けを継続する。</p>	福祉保健課	随時							◎	
<p>【自立支援医療受給者証申請事務】 ○これまでの実施内容○ 申請時等に対面にて受付をする際に、最近の様子を伺うなど意識して相手を観察し、状態により保健師に繋ぐこととする。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	随時				◎				
<p>【精神障がい者保健福祉手帳申請事務】 ○これまでの実施内容○ 申請時等に対面にて受付をする際に、最近の様子を伺うなど意識して相手を観察し、状態が悪いと判断した場合には、保健師に繋ぐこととする。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	随時				◎				
<p>【薬物乱用防止指導員制度事業】 ○これまでの実施内容○ 薬物を乱用すると精神障害を発症し依存症を引き起こす原因になることから、乱用防止や薬物の知識を啓蒙することで自殺予防につながる。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	福祉保健課	6月					◎	◎		
<p>【たんぼぼの会育成】 ○これまでの実施内容○ 会員同士が、情報の交換や学習の機会を通し、互いに支えあい親睦を図るための活動を行う。 ●今後の実施内容● 会員同士で事業を提案していき、会員同士のつながりと保健師や職員との相談しやすい関係を作っていく。</p>	福祉保健課	通年		◎						
<p>【障がい者の受け入れ事業】 ○これまでの実施内容○ 生涯スポーツ係・アルカディアスポーツセンター開催事業への障がい者の参加を積極的に受け入れ、「気晴らし」や「ハンデキャップ克服」の取り組みの場を提供する。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	生涯学習課	随時				◎			◎	

<p>重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化 基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	担当課	実施時期	重点施策①	重点施策②	重点施策③	基本施策①	基本施策②	基本施策③	基本施策④	基本施策⑤
8. その他様々な「生きる支援事業」										
<p>【グラウンドゴルフ愛好会支援事業】 ○これまでの実施内容○ グラウンドゴルフ愛好会は、高齢の方で組織されており町の支援を受けることにより大会を運営している。 ●今後の実施内容● 生きがいづくりの一環として活動してもらえよう、サポートを継続していく。</p>	福祉保健課	年2回			◎				◎	
<p>【公民館講座】 ○これまでの実施内容○ 参加者相互でコミュニケーションを取り合いながら学習することで繋がりができ、定期的に出席することで居場所としての機能も果たす。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	生涯学習課	随時			◎	◎			◎	
<p>【図書館に生きることの関連本特設ブース設置】 ○これまでの実施内容○ 自殺問題につき、悩みを抱えている方やその家族が生きるためのヒントを得るため、また、いつでも身近に起こりうる問題として多くの方が考えるきっかけの一つとなるよう、自殺予防関連資料を紹介する。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	生涯学習課	年2回	◎	◎	◎			◎		◎
9. 他機関との連携による支援										
<p>【特別支援教育連携協議会】 ○これまでの実施内容○ 幼保より小学校への入学する際の円滑な支援のつながり（同様に小学校から中学校も）。関係者のネットワークの充実による支援の円滑化。小学校訪問・中学校訪問が定期化すること。 ●今後の実施内容● 子育て支援課にもかかわってもらう。</p>	(学校教育課) 福祉保健課	年度初め		◎		◎	◎			
<p>【精神科受診へのスムーズな引継ぎ】 ○これまでの実施内容○ 内科診察等で当診療所を受診された際に、精神疾患など初期の兆候や振る舞いに気づき早期に精神科受診につなげる。精神科を受診する方の待合を内科診療の方と隔てるなど受診しやすい環境づくりに配慮する。 ●今後の実施内容● 新規患者も増えている状況で、当事業の継続のためにも引き続き峡西病院からの医師が派遣されるように働きかける。</p>	医療センタ ー	通年	◎	◎	◎	◎		◎		◎

<p>重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化 基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育</p>	担当課	実施時期	重点施策①	重点施策②	重点施策③	基本施策①	基本施策②	基本施策③	基本施策④	基本施策⑤
10. 子ども・若者支援										
<p>【スクールカウンセラー活用事業（県）】 ○これまでの実施内容○ 児童及び生徒の臨床心理に関して、高度で専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校に配置することで、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決したり、学校内の教育相談体制等の充実を図ることで教員の資質能力を向上させることは、安心して通うことが出来る学校づくりになる。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	学校教育課	毎月2回						◎		◎
<p>【心の教室相談】 ○これまでの実施内容○ 悩み不安・ストレス軽減。いじめや不登校未然防止・早期発見。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	学校教育課	通年						◎	◎	◎
<p>【南部町適応（指導）教室】 ○これまでの実施内容○ 不登校児童・生徒への教育面でのサポートとともに、心の居場所となる教室運営に努めている。 ●今後の実施内容● 継続実施。</p>	学校教育課	平日午前中							◎	◎
<p>【奨学金貸付事業】 ○これまでの実施内容○ 経済的理由により進学を苦慮する保護者や生徒の支援。 ●今後の実施内容● 経済的理由により進学を苦慮する保護者や生徒の支援を目的とする。</p>	学校教育課	3月				◎				◎
11. 保健事業による支援										
<p>【ヘルスアップ健康教室】 ○これまでの実施内容○ 関係課と連携をし、特定健診指導対象者と一般受診者を対象に運動、栄養教室を開催。 ●今後の実施内容● 関係者と連携し継続していく。</p>	住民課 福祉保健課 生涯学習課	通年						◎		
<p>【なんぶ健康会議】 ○これまでの実施内容○ 生活習慣病を意識してもらうことにより生活習慣病になることを防ぎ、病苦による自殺を減らすことまた、心の健康についても問題を提起し、町民の傾向や改善策を話し合い、結果を周知することによって心の健康を保つことの重要性を認識してもらい自殺対策に寄与する。 ●今後の実施内容● 会議を開催し、生活習慣病予防や心の健康について認識を共有し啓発していく。</p>	福祉保健課	通年						◎		

重点施策① 働き盛り世代への支援の強化 重点施策② 子ども・若者への支援の強化 重点施策③ 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化 基本施策① 地域におけるネットワークの強化 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成 基本施策③ 住民への啓発と周知 基本施策④ 生きることの促進要因への支援 基本施策⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	担当課	実施時期	重点施策①	重点施策②	重点施策③	基本施策①	基本施策②	基本施策③	基本施策④	基本施策⑤
【スマイルなんび健康相談】 ○これまでの実施内容○ 栄養指導や健康相談を実施し必要な場合には専門機関の支援へつないだりすることで心身健康を維持してもらう。 ●今後の実施内容● 健診結果返却、機会あるごとに参加を呼びかけ、生活習慣病の予防や心の健康づくりにつなげる。	福祉保健課	通年	◎	◎	◎			◎		
【HbA1c測定会】 ○これまでの実施内容○ 医師や保健師、栄養士による指導を早期に開始することで重症化予防とし、後年の病苦（合併症を含む）による自殺企図を防止する。 ●今後の実施内容● 重症化予防のためにハイリスク者へのかかわりを実施していく。	福祉保健課	通年						◎		
【健診結果説明会】 ○これまでの実施内容○ 結果説明会や地区担当保健師からの返却など、指導の対象になった方にはできるだけ多くの人に直接結果を返却し話ができるようにしていく。 ●今後の実施内容● 本人の生活スタイルに合った個別目標を設定し取り組みを促す。	福祉保健課	通年	◎		◎			◎		
【がん検診事業】 ○これまでの実施内容○ 検診結果により要精密検査となった方については、早期に精密検査を受けるように勧奨し、その結果、病気が見つかった場合早期に治療を開始することで治癒する可能性が高まることにより、病苦での自殺を防止する効果がある。 ●今後の実施内容● 精密検査の受診勧奨を行い早期発見、早期治療につなげる。	福祉保健課	通年	◎		◎			◎		
【人間ドック・脳ドック費用助成事業】 ○これまでの実施内容○ 病気や、生活習慣による数値の異常を早期に発見し、保健指導や治療を早期に開始することで、後年の病苦による自殺を防止する効果がある。 ●今後の実施内容● ドックの結果から、健康相談や保健指導につなげていく。	福祉保健課	通年	◎					◎		
【個別栄養相談】 ○これまでの実施内容○ 栄養士による栄養指導を実施し、食事の面での重症化予防をし数値の改善を図ることで、後年の病苦による自殺を防止することができる。 ●今後の実施内容● 引き続き栄養相談を実施し、対象者に合わせた支援を行うことで重症化予防を行っていく。	福祉保健課	通年						◎		

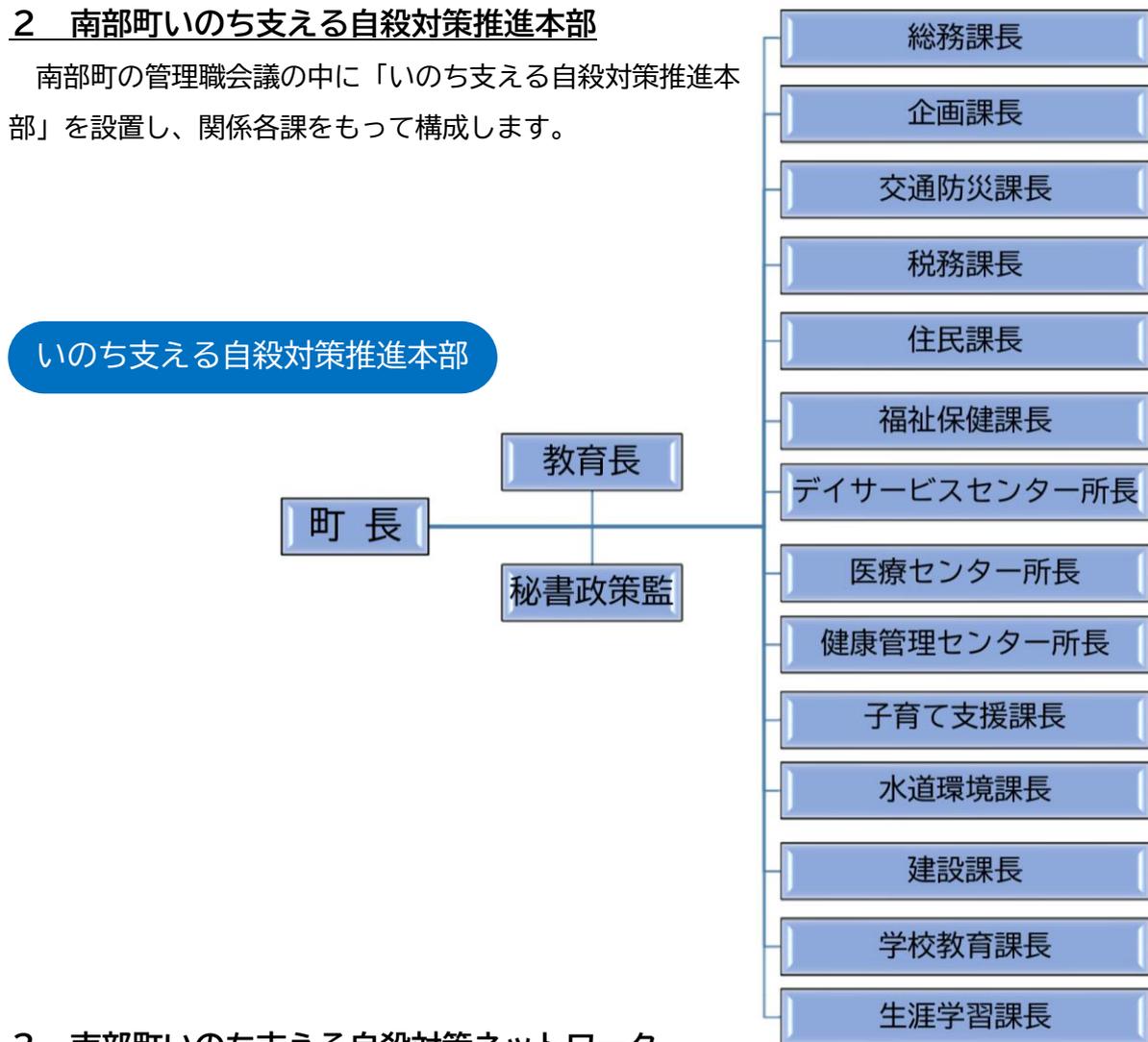
第4章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策組織の関係

南部町では、町民、地域、関係機関（警察、消防、社会福祉協議会等）、学校、民生委員児童委員、福祉推進員、愛育会、行政などがそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組む事により効果的に計画を推進できる体制を整えます。また、庁内の自殺対策関係部署により支援対象者等の情報の共有を図り、連携体制を強化して包括的な支援を早期に実施できるようにします。

2 南部町いのち支える自殺対策推進本部

南部町の管理職会議の中に「いのち支える自殺対策推進本部」を設置し、関係各課をもって構成します。



3 南部町いのち支える自殺対策ネットワーク

保健所、警察、消防、社会福祉協議会等関係機関及び民生委員児童委員、福祉推進員、愛育会、各区長などと連携を図ります。

また、地域における福祉システム会議（各地区民生委員主催による福祉の制度や町の福祉の考え方について区役員に説明する会議）に福祉担当職員や地区担当保健師が出席し自殺対策や地域の福祉について話をしたうえで各地区の懸案事項などを把握するなどして、ネットワークづくりを行います。

第5章 参考資料

1 山梨県いのちのセーフティーネット相談窓口

	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
心と体	心の悩み	精神保健福祉センター	055-254-8644	平日 8:30~17:15
		自殺防止センター(精神保健福祉センター内)	055-254-8651	平日 8:30~17:15 (面接予約専用ダイヤル)
		引きこもり地域支援センター (精神保健福祉センター内)	055-254-7231	平日 9:00~12:00 13:00~16:00
		依存症相談窓口(精神保健福祉センター内)	055-254-8644	平日 9:00~12:00 13:00~16:00
		ストレスダイヤル	055-254-8700	平日 9:00~12:00 13:00~16:00 (夜間)木 16:00~19:00 (但し、祝日と年末年始を除く)
		こころの健康相談統一ダイヤル (自殺防止電話相談)	0570-064-556	365日 24時間対応 (但し、平日 12:00~13:00を除く)
		山梨いのちの電話	055-221-4343	火~土 16:00~22:00
	よりそいホットライン	0120-279-338	24時間対応	
心と体の悩み	峡南保健福祉事務所	0556-22-8158	平日 8:30~17:15	
女性	女性の悩み・ 配偶者等による暴力等	男女共同参画推進センター(びゅあ総合) (配偶者暴力相談支援センター)	055-237-7830	毎日 9:00~17:00 (但し、第2、第4月曜日と年末年始を除く)
		女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)	055-254-8635	平日 面接 9:00~17:00(要予約) 電話 9:00~20:00
		女性の人権ホットライン(甲府地方法務局)	0570-070-8110	平日 8:30~17:15 (全国共通ナビダイヤル)
	産前・産後の不安や悩み	産前産後電話相談	055-269-8110	24時間対応
子ども・若者	子育ての悩み	子育て相談総合窓口かろがも(県生涯学習課)	055-228-4152	平日 9:00~16:30 土、日、祝日 9:00~15:30 (但し、第2、第4月曜日と年末年始を除く)
	いじめ・不登校	いじめ不登校ホットライン (総合教育センター 相談支援センター)	0120-0-78310 055-263-3711	24時間対応
	子どもの悩み(18歳未満)	児童相談所専用相談ダイヤル (中央児童相談所)	0120-189-783	24時間対応
		子どもの権利相談室やまなしスマイル	055-225-3958	月~木 13:00~18:00 金 13:00~20:00
		チャイルドライン(18歳以下専用) チャット相談有り https://childline.or.jp/	0120-99-7777	毎日 16:00~21:00 (但し、年末年始は休み)
		子どもの人権 110番(甲府地方法務局)	0120-007-110	平日 8:30~17:15 (全国共通フリーダイヤル)
障害者	障害者と家族の悩み	障害者 110番(山梨県障害者福祉協会)	055-254-6266	火~土 9:00~16:00
	障害者虐待に関する相談	山梨県障害者権利擁護センター	055-225-3733	24時間対応 (時間外は携帯電話に転送)
	高次脳機能障害	山梨県高次脳機能障害者支援センター (甲州リハビリテーション病院内)	055-262-3121	平日 9:00~16:00
	発達障害	こころの発達総合支援センター (発達障害者支援センター)	055-288-1695	平日 9:00~17:00
経営者	経営や倒産危機に関する 悩み	山梨県中小企業団体中央会	055-237-3215	平日 9:00~17:30
		山梨県商工会連合会	055-235-2115	平日 8:30~17:15
		やまなし産業支援機構	055-243-1888	平日 8:30~17:15
事業場のメンタルヘルス 対策全般	山梨産業保健総合支援センター	055-220-7020	平日 9:00~17:00	
労働者	職場内のいじめ・ 嫌がらせ・労働条件等	山梨労働局総合労働相談コーナー	055-225-2851	平日 8:30~17:15
		中小企業労働相談所(県民生活センター内)	055-223-1471	平日 8:30~17:15
		諏訪労働基準監督署	0556-22-3181	平日 8:30~17:00
お金	消費者トラブル 多重債務	山梨県県民生活センター	055-235-8455	平日 8:30~17:00
		全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会	0120-996-742	24時間対応
法律	法的トラブル	法テラス山梨	050-3383-5411	平日 9:00~17:00
		山梨県弁護士会法律相談センター	055-235-7202	平日 9:30~17:00 (要予約有料の場合もあります)
		山梨県司法書士会総合相談センター	055-253-2376	平日 9:00~17:00
人権	いじめ・体罰・差別等	みんなの人権 110番(甲府地方法務局)	0570-003-110	平日 8:30~17:15 (全国共通ナビダイヤル)

※出典:「気づいて こころといのちのSOSサイン」(R4年5月 精神保健福祉センター(県自殺防止センター)調べ)を一部加工

南部町自殺対策計画

令和6年3月

〒409-2398

山梨県南巨摩郡南部町内船 4473 番地 1

南部町役場 福祉保健課 健康増進係

TEL 0556-64-4836

FAX 0556-64-3116